

広陵町建設工事監督要領

(目的)

第1 本要領は、広陵町（上下水道所管部署を含む。）の発注する建設工事（関連設備工事を含む。以下「工事」という。）の監督業務について、必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(総則)

第2 監督は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び本要領の定めるところによる。

(監督体制)

第3 監督職員として、総括監督員及び一般監督員を置くものとする。ただし、130万円未満の工事については、総括監督員を置かなくてもよいものとする。

(監督職員の任命)

第4 工事請負契約締結後、工事を主管する課（かい）（以下「工事主管課」という。）の長は、直ちに当該工事を担当する監督職員の任命を行うこととする。

2 監督職員の任命は、次の各号に定める区分に応じた職にある者とする。ただし、工事目的物の全部の引渡が完了した場合には、特別の手続きを要することなく、その日をもって免ずることとする。

(1) 総括監督員 当該工事主管課の課長補佐以上の職にある者又は広陵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年12月21日施行条例第15号）第3条に規定する資格を有する者

(2) 一般監督員 当該工事主管課の係長以下の職にある者

3 工事主管課長は、監督職員に任命された職員が人事異動、その他病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合には、速やかに監督職員の任命替えの措置を講ずるものとする。

(監督職員の通知)

第5 工事主管課長は、監督職員を任命したときは、その氏名等を監督職員（変更）通知書（第1号様式）により受注者に通知するものとする。なお、監督職員を變

更したときも同様とする。

(監督業務の委託)

第6 工事主管課長は、工事の特殊性その他正当な理由により、職員による監督が困難あるいは適当でない認められるときは、第4の規定にかかわらず監督業務の一部を委託することができる。

2 委託業務の任命は、一般監督員相当職とする。

(監督業務及び分担)

第7 監督職員は、契約書、特記仕様書、共通仕様書、及び現場説明書等並びに建設工事監督技術基準で定める事項の範囲内において、監督業務を行うものとする。

2 前項の監督業務のうち重要なものについては総括監督員がそれ以外のものについては一般監督員が分担するものとする。ただし、総括監督員を置かないときは、一般監督員がその職務を代行するものとする。

3 総括監督員は、概ね次の各号の業務を担当するものとする。

(1) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。

(2) 関連する2以上の工事における工程等の調整で重要なものの処理。

(3) 工事の内容の変更、一時中止又は打切り等その他必要と認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の処理及び報告。

(4) 工事の施工又は監理について、著しく不適當と認められる者又は監督職員の職務の執行を妨げる者があるときの措置。

(5) 段階検査(主要な工事段階の区切り検査)、既済部分監督員検査(検査員の既済部分検査に先立つ検査)、完成検査(検査員の完成検査に先立つ検査)、及び工事材料の検査(受注者が実施する、又は実施した材料試験の立会、又は承諾を含む。)で重要なものの処理。

(6) 一般監督員業務を担当する監督職員の指揮監督及び監督業務全般の掌握。

4 一般監督員は、概ね次の各号の業務を担当するものとする。

(1) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議(重要なものを除く。)の処理。

(2) 関連する2以上の工事における工程等の調整(重要なものを除く。)の処理。

(3) 工事の内容の変更、一時中止又は打切り等その他必要と認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の報告。

- (4) 工事の施工又は監理について、著しく不相当と認められる者又は監督職員の職務の執行を妨げる者があるとき、当該措置を必要とする理由及び報告。
 - (5) 図面、設計図書及び仕様書に基づく工事实施のための、受注者が作成したこれらの図書の審査及び承諾。
 - (6) 施工管理のための工程管理、立会及び試験等の実施の処理。
 - (7) 段階検査（主要な工事段階の区切り検査）、既済部分監督員検査（検査員の既済部分検査に先立つ検査）、完成検査（検査員の完成検査に先立つ検査）及び工事材料の検査（受注者が実施する、又は実施した材料試験の立会、又は承諾を含む。）の処理。
- 5 第3項第1号及び第4項第1号で規定する指示及び承諾は、原則として指示（承諾）書（第2号様式）により行い、一般監督員にあつては速やかに総括監督員に報告するものとする。
- 6 契約書第12条第2項に規定する主任技術者等の交替要求については、原則として総括監督員の名において行うものとする。
- （監督の技術的基準）
- 第8 監督職員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める広陵町建設工事監督技術基準（令和2年5月21日付け広総第40号）によるものとする。
- （事故報告）
- 第9 監督職員は、当該工事において事故が発生したときは、受注者に対し早急に事故報告書を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに工事主管課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。